専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月21日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

葉山町税条例の一部を改正する条例

(別 紙)

令和3年3月31日

葉山町長 山 梨 崇 仁

理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることから、本町においても所要の改正を行う必要があり、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分するものであります。

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例(昭和50年葉山町条例第25号)の一部を次のように改正する。 第26条の4第1号及び第2号中「第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第7項の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13項第3号中「第15条第27項第1号」を「第15条第24項第1号」に改め、 同項第4号中「第15条第27項第2号」を「第15条第24項第2号」に改め、同項第5 号中「第15条第27項第3号」を「第15条第24項第3号」に改め、同項第6号中「第 15条第28項第1号」を「第15条第25項第1号」に改め、同項第7号中「第15条第28 項第2号」を「第15条第25項第2号」に改め、同項第8号中「第15条第30項第1号 イ」を「第15条第27項第1号イ」に改め、同項第9号中「第15条第30項第1号口」 を「第15条第27項第1号口」に改め、同項第10号中「第15条第30項第1号八」を 「第15条第27項第1号八」に改め、同項第11号中「第15条第30項第1号二」を「第 15条第27項第1号二」に改め、同項第12号中「第15条第30項第2号イ」を「第15条 第27項第2号イ」に改め、同項第13号中「第15条第30項第2号口」を「第15条第27 項第2号口」に改め、同項第14号中「第15条第30項第2号八」を「第15条第27項第 2号八」に改め、同項第15号中「第15条第30項第3号イ」を「第15条第27条第3号 イ」に改め、同項第16号中「第15条第30項第3号口」を「第15条第27項第3号口」 に改め、同項第17号中「第15条第30項第3号八」を「第15条第27項第3号八」に改 め、同項第18号中「第15条第34項」を「第15条第30項」に改め、同項第19号中「第 15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項第20号を削り、同項第21号を同項第 20号とする。

附則第16項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第23項中「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第25項、第26項及び第27項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和2年度分の種別割に限り」を削る。

附則第30項を附則第33項とし、附則第29項を附則第32項とし、附則第28項中「第 27項」を「前項」に改め、同項を附則第31項とし、附則第27項の次に次の3項を加 える。

28 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(自家 用の乗用のものを除く。)に対する第28条の規定の適用については、当該軽自 動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和5年度分の種別割に限り、第25項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 29 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和5年度分の種別割に限り、第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 30 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和5年度分の種別割に限り、第27項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(固定資産税等に関する経過措置)

2 この条例による改正後の葉山町税条例の規定中固定資産税、都市計画税及び軽自動車税(以下この項において「固定資産税等」という。)に関する部分は、令和3年度以後の年度の固定資産税等について適用し、令和2年度分までの固定資産税等については、なお従前の例による。

議案第 21 号参考資料 第 1 回 臨 時 会 令和 3 年 5 月 21 日

条例の概要

題名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法(以下「法」という。)の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1)宅地等の用途を変更した土地に課す固定資産税及び都市計画税の負担水準の特例を適用しない期間を延長し、令和5年度までとした。
- (2)固定資産税の課税標準に係る特例(わがまち特例)について、地方税法を引用 している条例の規定を改めることとした。
- (3)環境性能割の軽減を適用させる期間を延長し、令和3年12月31日までに取得した車両まで適用させることとした。
- (4)種別割のグリーン化特例を適用させる対象種別を限定し、令和5年度まで延長することとした。
- (5)その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

- (1)この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- (2)改正後の条例の規定は、令和3年度以後の固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に適用し、令和2年度以前の固定資産税、都市計画税及び軽自動車税については、なお従前の例によることとした。

改正後	改正前
葉山町税条例	葉山町税条例
昭和50年12月26日条例第25号	昭和50年12月26日条例第25号
(環境性能割の税率)	(環境性能割の税率)
第26条の4 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に	第26条の4 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に
対し、1台について、それぞれ当該各号に定める率とする。	対し、1台について、それぞれ当該各号に定める率とする。
(1) 法第451条第1項(同条第4項 <u>又は第5項</u> において準用する場合を含	(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規
む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1	定の適用を受けるもの 100分の 1
(2) 法第451条第2項(同条第4項 <u>又は第5項</u> において準用する場合を含	(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規
む。)の規定の適用を受けるもの 100分の 2	定の適用を受けるもの 100分の 2
(3) (略)	(3) (略)
附則	附 則
(<u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の用途変更宅地等及び類似用	(<u>平成30年度から平成32年度まで</u> の各年度分の用途変更宅地等及び類似用
途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)	途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)
7 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第	7 地方税法等の一部を改正する法律 <u>(平成30年法律第3号)附則第22条第</u>
<u>1項</u> の規定に基づき、 <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の固定資	<u>1項</u> の規定に基づき、 <u>平成30年度から平成32年度まで</u> の各年度分の固定資
産税及び都市計画税について、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の	産税及び都市計画税について、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の
規定は、適用しない。	規定は、適用しない。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
	13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定
める割合とする。	める割合とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 法附則 <u>第15条第24項第1号</u> に規定する市町村の条例で定める割合	
2 分の 1	2 分の 1
	(4) 法附則 <u>第15条第27項第2号</u> に規定する市町村の条例で定める割合
2 分の 1	2 分の 1
(5) 法附則 <u>第15条第24項第3号</u> に規定する市町村の条例で定める割合	(5) 法附則 <u>第15条第27項第3号</u> に規定する市町村の条例で定める割合

2分の1

2分の1

改正後

- (6) 法附則<u>第15条第25項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (7) 法附則<u>第15条第25項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (8) 法附則<u>第15条第27項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (9) 法附則<u>第15条第27項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (10) 法附則<u>第15条第27項第1号八</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (11) 法附則<u>第15条第27項第1号二</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (12) 法附則<u>第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
- (13) 法附則<u>第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
- (14) 法附則<u>第15条第27項第2号八</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
- (15) 法附則<u>第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
- (16) 法附則<u>第15条第27項第3号口</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
- (17) 法附則<u>第15条第27項第3号八</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
- (18) 法附則<u>第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 3分の 2
- (19) 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の

改正前

- (6) 法附則<u>第15条第28項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (7) 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合2分の1
- (8) 法附則<u>第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (9) 法附則<u>第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (10) 法附則<u>第15条第30項第1号八</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (11) 法附則<u>第15条第30項第1号二</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
- (12) 法附則<u>第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
- (13) 法附則<u>第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
- (14) 法附則<u>第15条第30項第2号八</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
- (15) 法附則<u>第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
- (16) 法附則<u>第15条第30項第3号口</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
- (17) 法附則<u>第15条第30項第3号八</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
- (18) 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2
- (19) 法附則<u>第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 3分の 1

改正後

改正前

(20) (略)

- |16 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴|16 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴| 収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項 において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(こ れらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適 用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣 の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとす る。
- (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽 自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われ たときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは「100分の1」と する。
- 対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日 から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において は令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

|26||法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車||26||法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車| (ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項、次項、 第29項及び第30項において同じ。)に対する第28条の規定の適用について は、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割に限り、次

- (20) 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合 零 (21) (略)
- 収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準 用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定 を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の 軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等 (法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項 において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- |23 ||自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の4||23 ||自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の4|| (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽 自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われ たときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは「100分の1」と する。
- |25||法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に||25||法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に| 対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日 から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において は今和2年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令 和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和 3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次) 項において同じ。)に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動 車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合においては令和2年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令 改正後

の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

(略)

|27||法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車||27||法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第28条の規定の適用 については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割に 限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 28 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車 (自家用の乗用のものを除く。)に対する第28条の規定の適用については、 当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合においては令和4年度分の種別割に限り、当該 軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合においては令和5年度分の種別割に限り、第25項の 表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。
- 29 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車(営業用 の乗用のものに限る。)に対する第28条の規定の適用については、当該軽 自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合においては令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動 車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合においては令和5年度分の種別割に限り、第26項の表の左 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

改正前

和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合においては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第28条の規定の適用 については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和2年度分の種別割に 限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割に限り、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

(略)

改正後	改正前
<u>る字句とする。</u>	
30 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車(前項の	
規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する	
第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令	
和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令	
和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5	
年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和5	
年度分の種別割に限り、第27項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲	
<u>げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
(種別割の賦課徴収の特例)	(種別割の賦課徴収の特例)
31 町長は、種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が第25項から <u>前</u>	<u>28</u> 町長は、種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が第25項から <u>第</u>
<u>項</u> までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判	<u>27項</u> までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの
断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定	判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規
する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判	定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該
断をするものとする。	判断をするものとする。
32・33 (略)	<u>29・30</u> (略)